

## (2) 成年後見制度利用支援事業

### ① 事業実施市町村における申立（後見・保佐・補助）事例

#### ★ ポイント ★

様々な関係機関との協力し利用者の把握や対応検討を行った上、市町村長申立を行った事例です。

成年後見制度の利用支援には、必要とする障がい者の把握や、関係機関の連携が必要となりますので、今後の相談体制づくりの参考としてください。

### ② 成年後見制度利用支援事業実施要綱の事例

#### ★ ポイント ★

「成年後見制度利用支援事業」は、平成17年度に市町村長による後見等の開始の審判請求の要件緩和（親族の有無確認：四親等以内→二親等以内）や、平成20年度に対象者の拡大（市町村長による後見等の開始の審判請求のみに限定していたものを解除）がされています（高齢者も同様）。

これらの対象拡大等を踏まえた事業実施要綱（障がい者及び高齢者を併せて整理したもの）の事例ですので、成年後見制度利用支援を必要とする障がい者が、どこの市町村に暮らしていても利用できるよう参考としてください。

【参考資料】「成年後見制度支援事業の対象者の拡大等について（障がい者）」  
「成年後見制度支援事業に関する照会について（高齢者）」

#### ※ 障害者自立支援法の改正関連

改正により平成24年4月から「成年後見制度利用支援事業」は、市町村地域生活支援事業の必須事業に格上げされることとなっています。未実施市町村においては、実施に向けた相談体制や要綱等の準備が必要となります。

○ 事例紹介（後見）

[事例] 知的障がい(夫)と精神障がい(妻)がある夫婦に対する支援のケース

1 費用助成の対象者の状況

本人の状況：50代の夫婦2人暮らし世帯 生活保護世帯

夫：療育手帳B（精神遅滞）

妻：精神保健福祉手帳2級（統合失調症）

【申立類型：後見】妻 後見人：C(市町村)社会福祉協議会

夫 補佐人：C(市町村)社会福祉協議会

2 相談受付に至るまでの状況

身内に支援できる者がいなく（近親者もほとんどが障害者）、夫は知人にだまされお金を搾取されている疑いがあり、障害年金の大半を使い、常に生活苦の状態にあった。法外な値段の布団を購入し長期に亘るローン契約後支払せず滞納するが、契約内容は全く理解できていない状況であった。

妻は精神疾患で通院をしており、服薬管理が自己で行えず、昼夜逆転や泣き叫ぶ等の興奮状態となり、人の話が聞けず正常な判断ができない状態であった。夫と同様に金銭管理や契約等も正常な判断ができない。また、生活費が無く食事がまともに摂れない状況を何度も繰り返していたことで精神状態の悪化につながっていた。

夫婦の今後の生活のため権利擁護制度の利用も検討したが、成年後見制度の利用が妥当と判断した。また、生活保護世帯であるため、申立費用の捻出が難しいこともあり、C(市町村)成年後見人支援助成金を利用することとし、本人に対し制度の概要や制度利用のための費用の心配がないことを説明し、了承を得たので制度利用の支援を開始することとなった。

3 相談受けから費用助成（申立）の経緯

平成21年10月上旬 関係者で処遇検討会議を行い、成年後見制度利用の方向を検討。

出席者：精神科医、看護師、ケースワーカー、保健所保健師、訪問看護所長、C(市町村)保健担当課保健推進係長、地域支援センター長

平成21年11月中旬 夫と面接し、妻の金銭に対する不安を取り除き、病状安定を目的として、夫が申立人となり、妻の後見制度申立を行うことを確認した。（後見人候補を社会福祉協議会による法人後見とした）

面接：人権擁護委員、社会福祉協議会、福祉課、地域支援センター  
～妻の戸籍等の書類取り寄せ、申立書類作成を開始する。

平成21年12月上旬 夫は借金問題や生活費の管理が難しいことから、社会福祉協議会による法人保佐での保佐人付与を本人申立で行うこととなった～夫の戸籍等の書類取り寄せ、申立書類作成を開始する。

平成 21 年 12 月中旬 成年後見制度利用の進捗状況情報交換を目的としたケース会議。

出席者：保健所保健師、ケースワーカー、訪問看護所長、人権擁護委員、社会福祉協議会、C(市町村)福祉課、保健担当課、地域支援センター

平成 22 年 1 月上旬 夫婦の申立関係書類を裁判所へ代理提出

対応：地域支援センター

平成 22 年 2 月上旬 C(市町村)へ申立費用（鑑定費含む）の助成金申請を行う。

平成 22 年 2 月上旬 家裁調査官による後見人候補者（社会福祉協議会）面接

成年後見申立に至った経緯、今後の後見事務をどのように執行するかの確認を行う。

平成 22 年 2 月中旬 夫婦の金銭管理の状況は変わらず、妻の精神状態が不安定であることから、夫婦の了承の上、結審までの期間について社会福祉協議会と通帳預かり及び金銭管理の委任契約を行うこととした。

平成 22 年 2 月下旬 家裁調査官による本人(夫婦)面接

後見人候補者（社会福祉協議会 3 名）、地域支援センターが同行し、本人の判断能力及び後見候補者としての体制について確認が行う。

平成 22 年 3 月下旬 結審

夫：保佐類型、妻：後見類型、被保佐人および被後見人は社会福祉協議会

平成 22 年 4 月中旬～ 妻の精神状態が安定せず、外出をしても目的地までたどり着けず、近くの施設で保護されていた事や、買い物へ行っても帰りのタクシー代が無い等パニックを起こし、警察に保護される事が出てきた。そのため、夫も在宅での面倒（服薬管理含め）をみるのが困難になり、医療保護入院となる。

夫についても、血圧及び前立腺に疾患があり、定期的を受診している。その際後見人が付き添いしている状況。

また、自宅前に大量の粗大ゴミ等が放置されており、自治会からも苦情が出ていた。目立った粗大ゴミについては後見人と業者により撤去作業が行われているが、現在も継続中である。

妻については、在宅での生活に困難性（服薬管理の徹底等）があることから、現在、施設入所へ向けた準備を進めている。

日常的な関わりについて

- ・週に一度生活費の受け渡しの為の定期訪問の実施（夫）
- ・月に一度程度生活費の受け渡し状況確認（妻）
- ・公共料金等の支払及び、年金の払い出し
- ・その他必要に応じ、相談や訪問の実施

## ○ 事例紹介（保佐）

[事例] 金銭管理及び病状・生活改善が必要なケース

### 1 費用助成の対象者情報

本人の状況：50代男性、単身者、統合失調症、精神保健福祉手帳2級、  
生活保護、障害年金2級

【申立類型：保佐】 保佐人：社会福祉士

### 2 相談受付に至るまでの状況

本人は28歳頃から精神疾患の症状が現れた。寂しさを紛らわせるためにお金を使い、借金をしては不安・イライラ感が募り、体調を崩し入院を繰り返した。平成12年に生活保護申請を行い、地域生活支援センター（地域活動支援センター）と金銭管理の契約を開始した。

しかし同センターが支払い計画を立てても本人は小遣いをすぐに使ってしまう。センターとの金銭管理契約を度々解約し、病状・生活ともに改善されなかった。同センターではセンターでの金銭の遣り繰りでは難しいと判断し、権利擁護事業を本人に勧めた。

しかし権利擁護事業の利用も本人はすぐに辞めてしまった。そこで多重債務解決センター、弁護士会に相談したところ、本人の判断だけでは借金を作れない状況にすることが先決とアドバイスされ、成年後見人制度の手続きを勧められ、当D（市町村）社会福祉課への相談に至った。なお、本人はこれまでお金がなくなると実家から送金してもらい、過去には兄弟に借金の肩代わりをしてもらったこともあり、親族は常に借金や料金未納問題がある本人との関わりを拒んでいたため、親族等の申立は全く期待できない状況であった。

### 3 相談受けから費用助成（申立）の経緯

平成19年5月下旬 地域生活支援センターから成年後見制度を利用したい障がい者の相談を受ける。同時に後見開始に向けて各種調査を開始する。

平成19年7月上旬 申立対象者の二親等内の親族に後見開始の審判申立同意書を送付する。

平成20年3月上旬 成年後見等申立審査会を開催する。当該審査会において申請者が支援対象者であると認める。

家庭裁判所に成年後見制度に係る審判申立を行う。

申立費用（収入印紙、登記印紙、切手）を支出する。

平成20年5月中旬 家庭裁判所から鑑定費用の予納依頼があり鑑定費用を支出する。

平成20年9月上旬 家庭裁判所から保佐開始及び代理権付与決定の通知がある。

鑑定費用は約5万円、保佐開始後はD（市町村）嘱託職員の間精神相談員及び病院との関わりがある。保佐人への報酬支払いあり。

## ○ 事例紹介（補助）

〔事例〕 自己の財産を管理・処分するには後見人等の援助が必要なケース

### 1 費用助成の対象者の状況

本人の状況：50代男性、病名等：統合失調症、精神保健福祉手帳2級、  
【申立類型：補助】補助人：司法書士

### 2 相談受付に至るまでの状況

本人は20歳から4年間就職していたが、この間に統合失調症を発症し、病状悪化に伴い、地元に戻る。退職後、障害基礎年金等を受給する（月額11万円程度）が、この年金を使い尽くし、年金を担保として、融資を受け、そのお金も使い尽くし、生活困窮となる。

地元では年金担保と生活保護受給を繰り返すこと10回以上、当E（市町村）においても今回の保護開始で2回目となることから、生計が破綻しており、自分で金銭管理を行うことは困難と判断し、今後、同じことを繰り返さず、自身の年金収入で生活を維持できるよう立て直す必要があり、年金担保融資の契約やローン契約締結を防止する意味も含め、成年後見制度の活用が必要であると判断した。

### 3 相談受けから費用助成（申立）の経緯

平成22年2月下旬 保護課より、成年後見制度を利用したい障がい者の紹介あり。

平成22年3月上旬 本人へ社会福祉課より成年後見制度の説明を行う。

平成22年3月中旬

二親等以内の親族に対する成年後見制度開始手続きについて説明及び申立人となってもらえるかの確認を行う。対象親族は市内に2名、（総合）振興局管内に2名、道外に2名。

二親等以内で申立人となってもらえる人がいなかったため、市町村長申し立てとして、市町村長申立書類作成及び診断書、登記されていないことの証明書の作成を依頼。診断書料の支出を行った。

平成22年5月上旬

上記書類及び収入印紙、登記印紙、切手を準備し、家庭裁判所へ提出、受理される。（申し立て手続きに係る費用の支出）

家裁調査官による被後見人となる対象者及び保護課の担当ケースワーカー、障がい福祉担当者への聞き取り調査が計3回行われた。

平成22年7月下旬 補助開始の審判等の確定

- ・補助開始の審判申立事件
- ・補助人の代理権の付与の審判申立事件
- ・補助人の同意を要する行為の定め審判申立事件

平成22年9月上旬 補助人の登記完了（補助人より連絡有り）

【参考事例】

〇〇(市町村)成年後見制度利用支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、〇〇(市町村)に居住する判断能力が不十分で日常生活を営むのに支障のある認知症高齢者、知的障害者および精神障害者(以下「対象者」という。)の保護を図るために、〇〇(市町村)長が老人福祉法(昭和38年法律第133号)第32条、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第28条および精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第51条の2の規定に基づき、民法(明治29年法律第89号)第7条(後見開始の審判)、第11条(保佐開始の審判)、第15条第1項(補助開始の審判)等に規定する審判の請求(以下「審判請求」という。)を行う場合について、必要な事項を定めるとともに、成年後見制度の利用に係る費用負担が困難な者に対し、その費用を助成することで成年後見制度の利用を支援することを目的とする。

(審判請求の判断基準)

第2条 〇〇(市町村)長は、審判請求を行う必要性の可否についての判断に当たっては、次の各号に掲げる要件を総合的に勘案して決定するものとする。

- (1) 対象者の事理を弁識する能力(民法第7条、第11条、第15条)
- (2) 対象者の健康状態、生活の状況及び資産の状況
- (3) 対象者の配偶者および二親等内の親族(以下「親族等」という。)の存否、当該親族等による対象者の保護の可能性ならびに当該親族等が審判請求を行う意思の有無
- (4) 〇〇(市町村)等が行う各種施設およびサービスの利用ならびに、これらに付随する財産の管理など日常生活上の支援の必要性
- (5) その他町長が確認を必要とする事項

(〇〇(市町村)民等の〇〇(市町村)長への通報)

第3条 次に定める者は、本人が第1条の目的で定める成年後見制度の利用を必要とする状態にあると判断したときは、審判請求の申立を〇〇(市町村)長に通報することができる。

- (1) 社会福祉法で定める社会福祉事業に従事する職員、福祉事務所の職員
- (2) 介護保険法に定める介護保険サービス事業に従事する職員
- (3) 障害者自立支援法に定める障害福祉サービス事業に従事する職員
- (4) 医療法に定める病院又は診療所の職員
- (5) 地域保健法に定める保健所の職員
- (6) 民生委員
- (7) その他本人の日常生活のために有益な提助をしている者

2 前項により、通報を受けた〇〇(市町村)長は、本人等への面談をし、第2条の判断基準に基づき、速やかに申立を行うものとする。

(審判請求の手続き)

第4条 審判請求に係る申立書、添付書類および予納すべき費用その他の手続きは、家庭裁判所の定めるところによる。

(審判請求の費用負担)

第5条 〇〇(市町村)長は家事審判法(昭和22年法律第152号)第7条において準用する非訟事件手続法(明治31年法律第14号)第26条の規定により、審判請求に係る費用(以下「審判請求費用」という。)を負担する。

(審判請求費用の求償)

第6条 〇〇(市町村)長は、審判請求費用について、対象者または親族等が負担すべきであるとして判断したときは、〇〇(市町村)長が負担した審判請求費用の求償権を得るため、非訟事件手続法第28条の規定に基づく手続費用の負担命令に関する申立てを審判請求の申立と併せ、家庭裁判所に対し、文書(様式第1号)により行うものとする。

2 〇〇(市町村)長は、非訟事件手続法第28条の命令に関する求償権が得られた場合は、文書(様式第2号)により成年後見人、保佐人または補助人(以下「成年後見人等」という。)を通じ、後見開始、保佐開始または補助開始の審判を受けた者(以下「成年被後見人等」という。)に対して当該費用を請求するものとする。

(親族等への情報提供)

第7条 第2条第3号において、〇〇(市町村)長が親族等に対して当該親族等による審判請求を行う意思の有無を確認する場合には、必要に応じて、対象者の状況等の情報を必要の範囲内で当該親族等に提供することができる。

2 前項において情報の提供を行う場合には、〇〇(市町村)個人情報保護条例(平成〇〇年〇〇(市町村)条例第〇〇号)に基づき、個人情報保護の保護に最大限の配慮をしなければならない。

(費用の助成)

第8条 〇〇(市町村)長は、次の各号に掲げる者が負担すべき審判請求費用及び成年後見人等の報酬を助成することができる。

- (1) 生活保護受給者
  - (2) 資産および収入等の状況から前号の者に準じると認められる者
- 2 成年後見人等の報酬に対する助成額は、家庭裁判所が決める金額の範囲内とし、次の金額を限度額とする。
- (1) 在居生活者 月額 28,000円
  - (2) 施設等入所者 月額 18,000円

(助成の申請)

第9条 助成を受けようとする成年被後見人等または成年後見人等は、次に掲げる書類を添付して成年後見制度利用支援事業助成金交付申請書(様式第3号)を〇〇(市町村)長に提出しなければならない。

- (1) 報酬付与の審判の決定通知書の写し
- (2) 家庭裁判所に提出した財産目録の写し等、成年被後見人等の資産および収入が判る書類

2 〇〇(市町村)長は前項の申請を受理したときは内容を審査のうえ、助成の可否を決定し成年後見制度利用支援事業助成金交付決定(却下)通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(報告義務)

第10条 成年後見人等は、成年被後見人等の資産状況および生活状況に変化があった場合は、速やかに〇〇(市町村)長に報告しなければならない。

(助成の中止)

第11条 〇〇(市町村)長は成年被後見人等の資産状況もしくは生活状況の変化または死亡等により助成の理由が消滅したと認めるとき、もしくは著しく変化したときは、助成を中止し、

または助成の金額を増減することができる。  
(助成金の返還)

第12条 ○○(市町村)長は、虚偽又は不正な行為により助成金を受けた者に対し、その助成金額について返還を命ずることができる。

(補則)

第13条 この要綱の施行に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成○○年○月○日から施行する。

様式第1号(第6条関係)

○○第 号  
年 月 日

家庭裁判所長 様

○○(市町村)長

後見開始等の審判申立費用に関する上申書

当○○(市町村)では、「 年(家)第 号」事件の審判の申立てを行うにあたり、それに係る手続費用を負担しております。  
つきましては、非訟事件手続法第28条により、下記の申立対象者に対し、申立て費用の負担を命じて頂くよう、お願い申し上げます。

記

1 申立対象者

住所  
氏名

2 申立人

○○(市町村)長

3 手続費用

4 申立ての理由

様式第2号(第6条の2項関係)

〇〇第 号  
年 月 日

様

年 月 日

様式第3号(第9条関係)

成年後見制度利用支援事業助成金交付申請書

〇〇(市町村)長

〇〇(市町村)長 様

後見開始等審判請求に要した費用の請求について

年 月 日に□□家庭裁判所にて行った後見開始等審判請求に要した費用について、  
当〇〇(市町村)で負担しておりますので非訟事件手続第28条の規定に基づき、下記のとおり  
納付願います。

記

次のとおり、成年後見制度利用支援事業助成金の交付を受けたいので、関係書類を添付  
して申請します。

1 審判請求の内容

- (1) 氏名
  - (2) 住所
  - (3) 審判請求の類型
- 2 審判請求に要した費用

- 1 成年被後見人  
住所 氏名

2 助成金交付申請額 \_\_\_\_\_ 円

3 費用の納付について

- (1) 請求金額
- (2) 納付期限 年 月 日

3 費用の種類

- 審判請求費用
- 成年被後見人等への報酬

4 添付書類

- 領収書の写し及び支払証明書
- 報酬付与の審判の決定通知書の写し
- 成年被後見人等の資産及び収入の状況がわかる書類



様式第4号(第9条の2項関係)

成年後見制度利用支援事業助成金交付決定(却下)通知書

〇〇第 〇〇年 〇〇月 〇〇日

様

〇〇(市町村)長 印

年 月 日付で申請のありました成年後見制度利用支援事業助成金の交付申請について、下記のとおり決定(却下)したので通知します。

記	
助成決定額	円
却下理由	
その他	

★お問い合わせ先

〇〇(市町村)保健福祉担当課△△係  
住所  
電話

《異議申立て》

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に〇〇(市町村)長に対して異議申立てをすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った翌日から起算して6月以内に、〇〇(市町村)を被告として、提訴することができます(なお、決定を知った日から6月以内であっても、決定した日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提訴することができなくなります。)

ただし、異議申立てをした場合には、この決定の取消しの訴えは、その異議申立てに対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提訴しなければなりません。

事 務 連 絡  
平成20年 3月28日

各都道府県 障害福祉主管課 御中

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部障害福祉課

### 成年後見制度利用支援事業の対象者の拡大等について

障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害者又は精神障害者が成年後見制度を利用することができる体制を構築することは極めて重要である。しかしながら、成年後見制度の利用については、利用者が増加しているものの、制度に対する理解が不十分であることや費用負担が困難なこと等から利用が進んでいないとの指摘を受けているところである。

今後、障害者の地域生活への移行を進めていく上で、相談支援事業者や民生委員、障害者の支援を行ってきた障害福祉サービス事業者等の地域の福祉関係者によるネットワークを構築するとともに、地域自立支援協議会において、権利擁護に関する部会を設置するなど、地域の実情に応じた体制整備を図ることが必要である。

このため、国としても、成年後見制度の利用を促進する観点から、本日、別途通知されたとおり、「地域生活支援事業の実施について」（平成18年8月1日障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）を一部改正し、平成20年4月より、成年後見制度利用支援事業（地域生活支援事業）の対象者を拡大することとされたので、貴管内市町村に周知するとともに、市町村に対する助言・援助をお願いしたい。

### 記

#### 1 成年後見制度利用支援事業（地域生活支援事業）の対象者拡大

成年後見制度利用支援事業（地域生活支援事業）の対象者については、市町村長による後見等の開始の審判請求（以下「市町村長申立て」という。）に限定していたところであるが、平成20年4月より下記のとおり対象者を拡大する。

改 正 前	次のいずれにも該当する者 (ア) 障害福祉サービスを利用し又は利用しようとする身寄りのない重度の知的障害者又は精神障害者 (イ) 市町村が、知的障害者福祉法第28条又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第51条の11の2に基づく市町村長による後見等の開始の審判請求を行うことが必要と認める者 (ウ) 後見人等の報酬等、必要となる経費の一部について、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる者
改 正 後	障害福祉サービスを利用し又は利用しようとする重度の知的障害者又は精神障害者であり、後見人等の報酬等、必要となる経費の一部について、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる者

## 2 市町村長による後見等の開始の審判請求

- (1) 身寄りがない場合など、家族等による後見等の開始の審判請求が期待できない者については、市町村長申立てを行うことが有効であると考えられることから、補助事業対象の有無にかかわらず積極的な活用をお願いしたい。
- (2) 市町村長申立てに当たっては、平成17年7月29日障障発第0729001号、障精発第0729001号、老計発第0729001号通知「「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による老人福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び知的障害者福祉法の一部改正について」の一部改正について」により、従来、四親等以内の親族の有無を確認していたものを、四親等以内の親族の有無の確認作業が極めて煩雑であることも要因となって、市町村長申立てが十分に活用されてこなかったことから、二親等以内の親族の有無を確認すればよいこととしたところであるので、身寄りがない等の理由で成年後見制度を利用することができないことのないようお願いしたい。

## 3 障害者の権利擁護のための体制整備

障害者の権利擁護を図ることは極めて重要であるため、意思能力が不十分な知的障害者又は精神障害者に対しては、成年後見制度に関する相談に応ずるとともに、家庭裁判所等との連携に努めること。

また、地域自立支援協議会に権利擁護に関する部会を設置するなど、成年後見制度の円滑な利用に向けて、地域におけるネットワークの構築に努めること。

厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部障害福祉課 相談支援係 大城、佐々木 TEL:03-5253-1111 (内線3149) FAX:03-3591-8914 E-mail:sasaki-takayuki@mhlw.go.jp
---

事 務 連 絡

平成20年10月24日

都道府県  
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿  
中核市

厚生労働省老健局計画課長

成年後見制度利用支援事業に関する照会について

介護保険制度の円滑な推進について、種々ご尽力いただき厚くお礼申し上げます。  
さて、成年後見制度利用支援事業につきましては、「地域支援事業の実施について（平成18年6月9日老発0609001号）」により実施されているところですが、今般、当該事業の補助対象について照会がありましたので別紙のとおり情報提供いたします。

また、貴管内市町村に対して周知していただきますようお願いいたします。

厚生労働省老健局計画課

予算係長 前田（3924）

予算係 田本（3925）

代表：03-5253-1111

(別紙)

問 成年後見制度利用支援事業において補助対象となるのは、市町村申立てに限るものなのか。

(回答)

成年後見制度利用支援事業の補助は、市町村申立てに限らず、本人申立て、親族申立て等についても対象となりうるものである。

当該事業は、成年後見制度の利用が有効と認められるにもかかわらず、制度に対する理解が不十分であることや費用負担が困難なこと等から利用ができないといった事態を防ぐことを目的としているものであり、補助事業として実施する事業名や補助対象経費の一例としては、以下のものが考えられる。

【事業例】

- ① 申立て費用、後見人報酬等に対する助成事業
  - ・ 登記印紙代、鑑定費用、後見人・補佐人等の報酬等
- ② 成年後見制度の利用促進のための広報・普及活動
  - (1) パンフレットの作成・配布
    - ・ 印刷製本費、役務費、委託料等
  - (2) 説明会・相談会の開催
    - ・ 諸謝金、旅費、会場借上費等

また、実施要綱に掲げる当該事業の名称・内容はあくまでも例示であり、当該事業は、地域の実情に応じて必要な支援を行うことを目的とする任意事業の一つであることから、介護保険事業の運営の安定化及び被保険者の地域における自立した日常生活の支援のために必要な事業である限り、市町村が創意工夫を活かした多様な事業形態での実施ができるような経費（「地域支援事業交付金の交付について」（交付要綱）に定める対象経費に該当するもの）が補助の対象となる。

# 成年後見制度利用支援事業の必須事業への格上げ

## 1 現在の状況及び改正内容

- 成年後見制度利用支援事業は、市町村地域生活支援事業の相談支援事業の事業内容の一つであり、実施していない市町村がある。  
※ 成年後見制度利用支援事業の実施状況38%(686市町村/1,798市町村)(H21.4.1)
- このため、法律上、市町村地域生活支援事業の必須事業に格上げ。

(市町村の地域生活支援事業)

第七十七条 市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、地域生活支援事業として次に掲げる事業を行うものとする。

- 一 障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる障害者で成年後見制度の利用に要する経費について補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められるものにつき、当該費用のうち厚生労働省令で定める費用を支給する事業。

## 2 成年後見制度利用支援事業

障害者福祉サービスを利用し、又は利用しようとする知的障害者及び精神障害者

### 対象者

- ・ 障害福祉サービスの利用の観点から、成年後見制度を利用することが有用であると認められる障害者で成年後見制度の利用に要する経費について補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められるもの

